7　6の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

8　7の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9　8の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

10　9の欄は、次によること。

⑴　開設、継続開設又は変更を必要とする理由（変更の場合は、変更の内容を含む。）を記載すること。

⑵　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、将来の事業計画等として免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は二以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、当該事項の記載を省略することができる。

［削る］

［削る］

［削る］

11　10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の５第１項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

⑶　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は２以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

［新設］

［新設］

［新設］

10　8の欄の記載は、次によること。

⑴　氏名又は名称の欄は、次によること。

ア　法人団体の別の欄は、法人又は団体の区別により該当する□にレ印を付けること。

イ　申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び代表者名の欄に代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

⑵　住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

11　9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を「平成16年10月１日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

12　10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注11に準じて記載すること。

13　11の欄は、施行規則第９条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14　13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の４第１項及び第15条の５第１項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注11に準じて記載すること。